

第33号様式（第22条関係）

令和6年10月28日

西濃保健所長 様

主たる事務所の所在地	岐阜県大垣市赤坂町2969番地1
医療法人の名称	医療法人ユナイテッド
理事長氏名	山口 正義
電話番号	0584(71)3155

医療法人事業報告書等届出書

令和5年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 社会医療法人の場合は、医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- 7 社会医療法人債発行法人の場合は、次の書類を添付すること。
  - (1) 純資産変動計算書
  - (2) キャッシュ・フロー計算書
  - (3) 附属明細表
  - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書



[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人ユナイテッド

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )

②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人

■ その他

③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県大垣市赤坂町2969番地1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 令和2年7月27日

(4) 設立登記年月日 令和2年8月13日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山口 正義	赤坂歯科医院院長 管理者
理 事	山口 珠恵	赤坂歯科医院事務員
同	山口 環	
監 事	戸田 弘樹	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医疗院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	赤坂歯科医院	2132102506	岐阜県大垣赤坂町29 69番地1	一般病床 0床 療養病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれについて内訳を[　　]書で記載すること。  
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
児童福祉法に基づく障害者通所支援事業他	岐阜県瑞穂市稻里363番地1	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 9月 29日	令和4年度決算の決定
令和 5年 11月 17日	定款の変更
令和 6年 7月 31日	令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
"	令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

- (4) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 6年 1月 4日 てらびあぽけっと岐阜瑞穂教室開設

- (5) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(6) その他

当該会計年度什備品購入			
デジタル画像診断システム	令和5年12月	31日取得	4,983,000 円
当該会計年度建物附属設備購入			
てらぴあ内装工事	令和6年 1月	4日取得	4,607,178 円
当該会計年度建物附属設備購入			
てらぴあ電気工事	令和6年 1月	4日取得	1,384,508 円
当該会計年度建物附属設備購入			
てらぴあ給排水工事	令和6年 1月	4日取得	1,038,473 円
当該会計年度建物附属設備購入			
てらぴあ消火設備	令和6年 1月	4日取得	310,000 円

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

## 様式26-3

法人名 医療法人ユナイテッド

※医療法人整理番号 0 0 8 3 6

所在地 岐阜県大垣市赤坂町2969番地1

財産目録  
(令和6年7月31日現在)

1. 資産額	61,119千円
2. 負債額	37,901千円
3. 純資産額	23,218千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	31,515
B 固定資産	29,604
C 資産合計 (A+B)	61,119
D 負債合計	37,901
E 純資産 (C-D)	23,218

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式26-1-2（新法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人ユナイテッド

※医療法人整理番号 0 0 8 3 6

所在地 岐阜県大垣市赤坂町2969番地1

## 貸 借 対 照 表

（令和6年7月31日現在）

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	31,515	I 流動負債	9,680
II 固定資産	29,604	II 固定負債	28,221
1 有形固定資産	20,072	負債合計	37,901
2 無形固定資産	5,532	純資産の部	
3 その他の資産	4,000	科 目	金 額
		I 資本剰余金	0
		II 利益剰余金	7,218
		1 代替基金	0
		2 その他利益剰余金	7,218
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基 金	16,000
		純資産合計	23,218
資産合計	61,119	負債・純資産合計	61,119

## 様式26-2-2（診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人ユナイテッド

※医療法人整理番号 0 0 8 3 6

所在地 岐阜県大垣市赤坂町2969番地1

## 損 益 計 算 書

(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	97,029
2 事 業 費 用	92,409
本来業務事業利益	4,620
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	2,738
2 事 業 費 用	15,754
附帯業務事業損失	△ 13,016
事 業 損 失	△ 8,396
II 事 業 外 収 益	1,679
III 事 業 外 費 用	336
經 常 損 失	△ 7,053
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 損 失	△ 7,053
法 人 税 等	101
当 期 純 損 失	△ 7,154

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 監事監査報告書

医療法人ユナイテッド

理事長 山口 正義 殿

私は、医療法人ユナイテッドの令和5年会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月17日

医療法人ユナイテッド

監事 戸田 弘樹